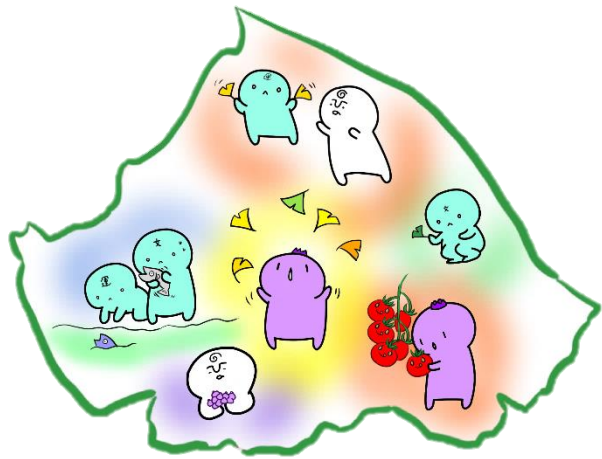


(仮称)子ども包括支援センター 基本計画(案)



令和2（2020年）年8月 日野市

第1章 計画の策定にあたって

1. (仮称)子ども包括支援センター設置の背景

近年は核家族化し、自身の親等から距離的に離れたところで妊娠・出産する家庭の増加や、心理社会的背景から親を頼れない妊産婦など、家族間の支援が得られない家庭が増えています。また、若年妊婦や経済困窮家庭、精神的な不調を有する保護者、子育てに自信が持てない母親など個別の問題を抱え、自立した子育てが困難となり児童虐待にいたるケースも目立っています。

このような中、母子保健法および児童福祉法の改正により子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の整備がそれぞれ規定されました。国の方針として両者を同一の機関が一体的に運営することがより望ましいとされています。

「すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点」として、(仮称)子ども包括支援センターを設置します。

2. 計画の位置づけ

(仮称)子ども包括支援センターの設置については、市長の選挙時の公約事業であり、令和元年6月には設置に向けた基本方針を策定しました。その機能の一部を先行して開始し、令和4年度の施行を目指しています。本計画は基本方針における(仮称)子ども包括支援センターの基本的方向や5つの施策の方向性を実現するために必要な事業や概要等を定めることを目的としています。

日野市の最上位計画である「第5次日野市基本構想・基本計画」の中では、計画実現のために7本の「まちづくりの柱」が据えられ、2本目の柱として「子どもが輝くまち」を設定し、まちづくりを推進しています。具体的な施策を考えるうえで、「第5次日野市基本構想・基本計画」や「新！ひのっ子すくすくプラン」等の各関連計画に則り、関連する各計画に沿って、相談体制の整備や関係各課・各機関と連携した支援体制を作ります。また、センターの開設については厳しい財政状況や将来的な人口減少、ライフスタイルの多様化における社会環境の変化等を見据え策定された「日野市公共施設等総合管理計画」を意識した基盤整備が必要です。

第5次日野市基本構想・基本計画

ひのっ子すくすくプラン

日野人げんきプラン

学びと育ちの日野ビジョン

(仮称)子ども包括支援センター
基本計画

日野市子どもの貧困対策
に関する基本方針

日野障害者6か年プラン

日野市まち・ひと・しごと
創生総合戦略

ヘルスケア・ウェルネス戦略

日野市公共施設等総合管理計画

3. 関係法令等

核家族化による子育ての孤立化、児童虐待件数の増加など、子育てをめぐる社会変化に対応するため、母子保健法および児童福祉法が改正され、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の整備がそれぞれ規定されました。

■ 母子保健法の改正

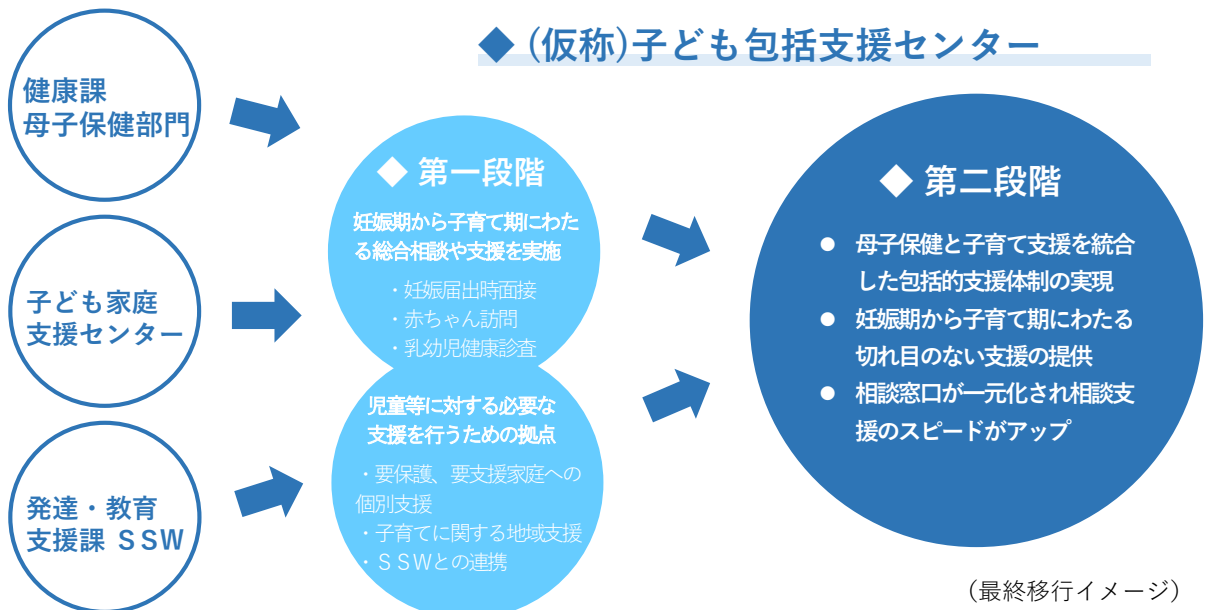
平成28年の母子保健法の改正において、市町村に妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、相談に保健師等が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整を行うことを目的とした、母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）の設置が努力義務とされました。さらに「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）においては、平成32年度末までに全国展開を目指すこととされています。また、令和元年11月には母子保健法の改正案が示され、産後ケア施設の設置の努力義務が加わりました。

■ 児童福祉法の改正

平成28年の児童福祉法の改正において、市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めなければならないと規定されました。

4. (仮称)子ども包括支援センターへの移行イメージ

健康課母子保健部門の一部と子ども家庭支援センターが、組織的にも場所的にも一体となります。さらに教育機関も入ることで、保健師、ケースワーカー、スクールソーシャルワーカー（SSW）が一体となり、より適切な支援や助言指導が実施できるようになります。



5. (仮称)子ども包括支援センターの運営体制

健康課母子保健部門の一部（子育て世代包括支援センター機能）と、子ども家庭支援センター（子ども家庭総合支援拠点機能）及び、スクールソーシャルワーカーの機能（保健・福祉・教育の一体化）を併せ持つ組織として編成します。

1) 支援の対象者

日野市民で18歳未満のすべての子どもとその家庭及び妊産婦

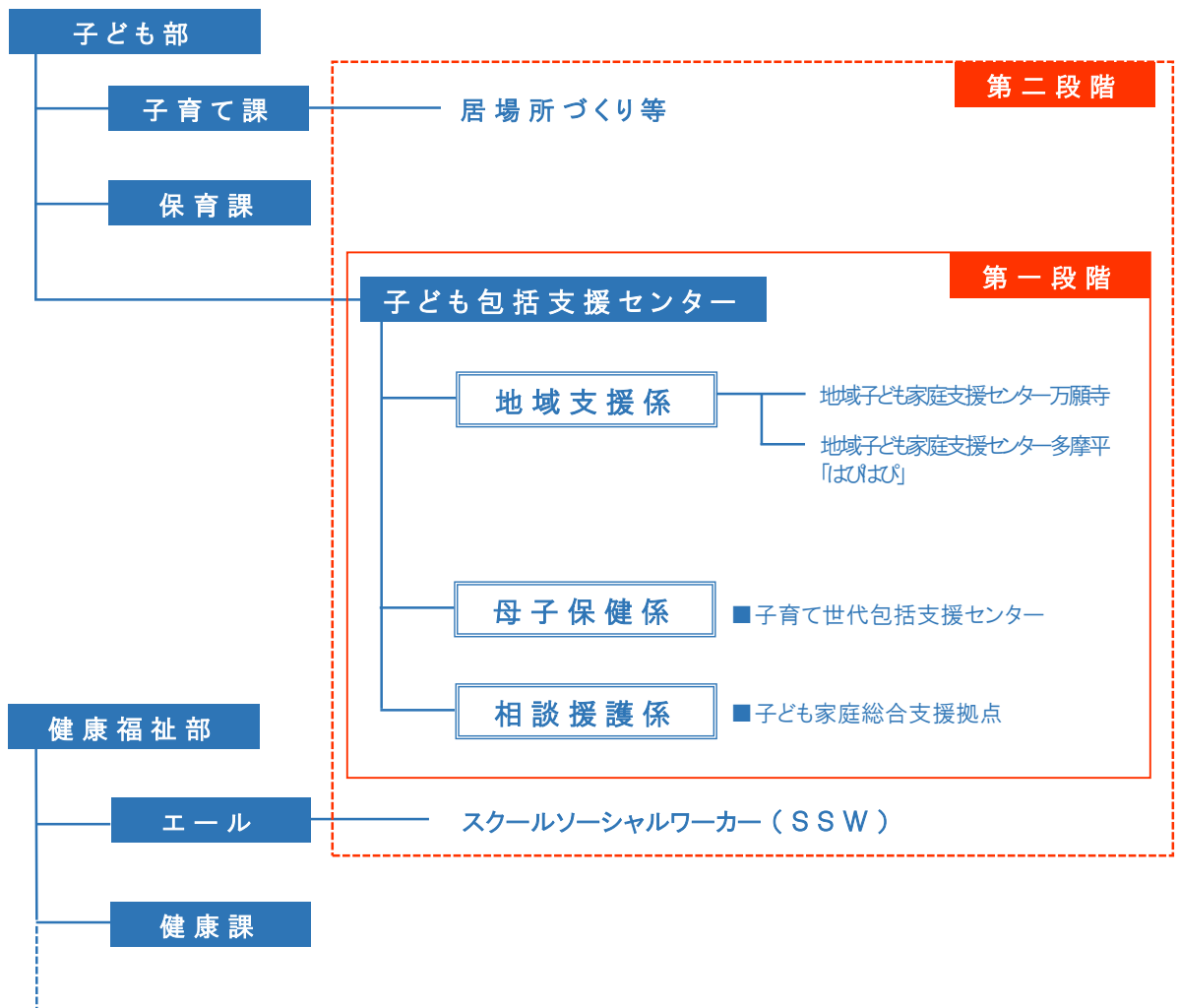
2) 開設日時

祝日・年末年始を除く月曜日～土曜日（8時30分～17時45分）

3) 組織体制案

すべての子どもとその家庭及び妊産婦を切れ目なく支援するため、健康課母子保健部門と子ども家庭支援センターを統合し、組織として編成します。

◆ 組織図イメージ



4) 人員体制

子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点には、原則として保健師のほか、子ども家庭支援員、心理担当支援員、虐待対応専門員の職務を行う職員を置くものとされています。また、必要に応じて、その他の専門職を配置し、業務を効果的かつ効率的に展開することが望まれており、いずれの場合も業務量に応じて十分な体制の確保が必要となります。

◆ 組織の役割と人員配置

地域支援係

子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う地域子育て支援拠点事業や、地域の子育て力の育成、子育て支援につながる活動の後押し等、安心して妊娠・出産・子育てができる「地域づくり」を行います。

■ 職種：地域活動ワーカー、保育士、事務職など

母子保健係

■ 子育て世代包括支援センター

妊産婦の健康支援、乳幼児の健康診査といった母子保健事業にあわせて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

■ 職種：保健師、助産師、事務職など

相談援護係

■ 子ども家庭総合支援拠点

子どもと家庭の問題に関する総合相談窓口として、お子さんご自身や子育て家庭の相談に応じる他、児童虐待への相談・対応を行います。また、各種在宅サービスの運営も行います。

■ 職種：子ども家庭支援ワーカー（社会福祉士、保健師等）、虐待対策ワーカー、心理専門相談員、事務職など

※スクールソーシャルワーカー（SSW）は、教育委員会との併任辞令により配置予定です。

■ このほかにも、弁護士、医師、歯科医師、臨床心理士、栄養士・管理栄養士、歯科衛生士、保育士等の専門職を配置・連携していくことで、すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援業務を円滑に実施していきます。

第2章 計画の基本的な考え方

すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する子

基本施策

1 子育てを支援する 総合相談窓口機能の整備

『相談を支援につなげる』

子どもや子育てにまつわる相談窓口に多様な専門職を配置し、柔軟かつ幅広い相談に対応します。
相談記録や健診データを一元管理し、支援漏れを防ぐとともに適切な支援を実現します。

基本施策

2 児童虐待への対応と防止 対策の強化

『虐待ゼロへむけて』

虐待の発生を予防するために、子育ての不安感や負担感を解消する支援を充実していきます。虐待の疑いも含めて、できるだけ早期に発見、対応できる体制を構築します。

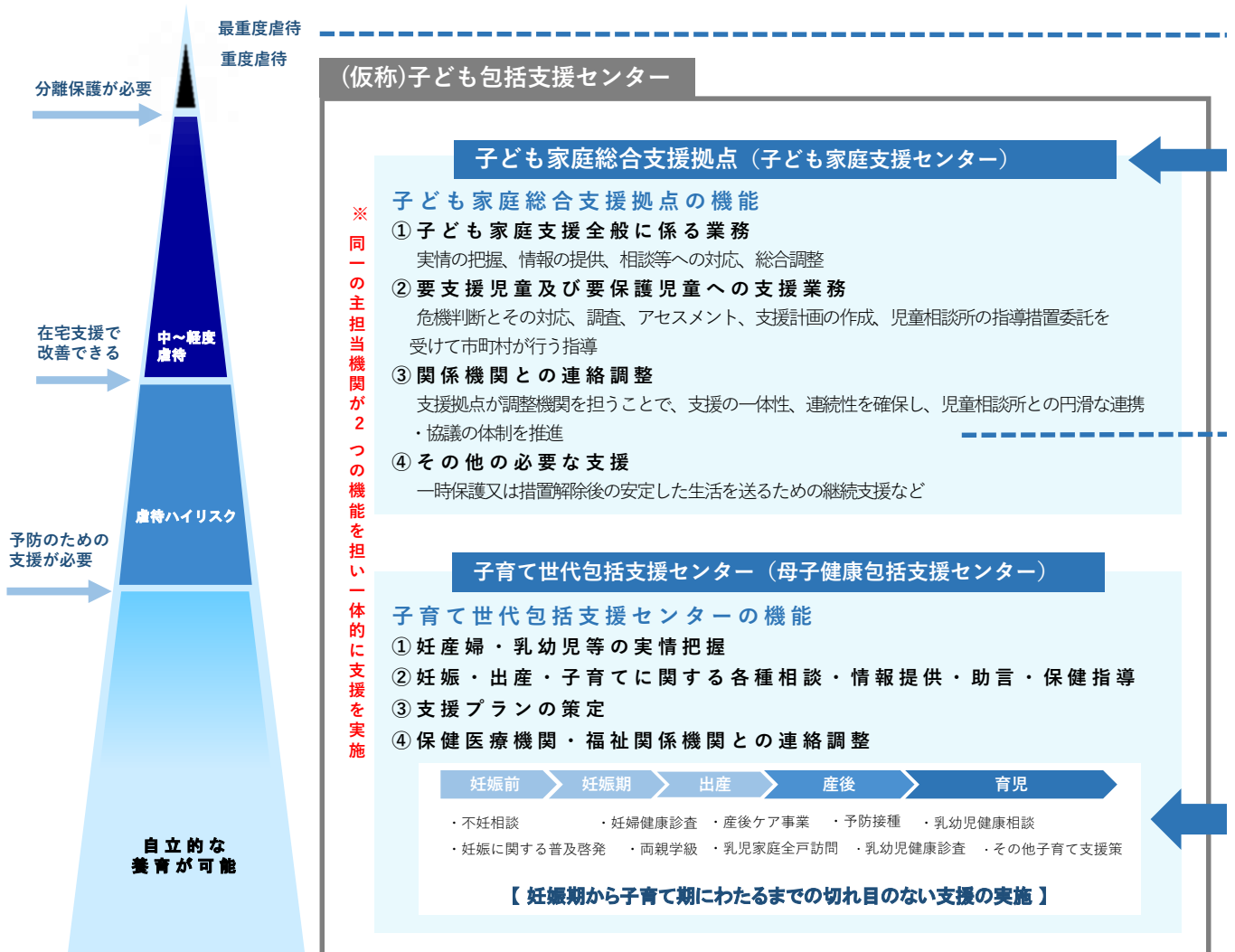
基本施策

3 保健・福祉 意識の共

『支援を広

子どもを取り巻く就学以降の支援に（ソーシャルワーカー）
庭・地域の支援ネッ

◆ 『子育て世代包括支援センター』 及び 『子ども家庭総合支援拠点』





ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点の設置



と教育の情報・有と連携強化

基本施策
4

義務教育終了後の継続した支援

基本施策
5

子育て支援資源の育成と協力体制の構築

『給食SSW』

問題が多様化・複雑化する、SSW（スクール）を活用し、学校・家トークを強化します。

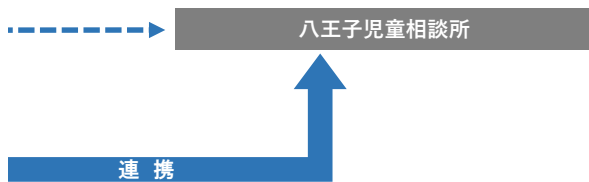
『支援を継続する』

学齢期の不登校、引きこもりなどの問題が長期化し、中学校卒業後も継続的な支援が必要となる場合や、高校中退者への支援などについて取り組みます。

『支えあいの地域づくり』

子育て世代の課題やニーズを地域の様々な人や機関と共有し、子育て支援に主体的に取り組む活動を後押し、支えあいの地域づくりを推進していきます。

の設置イメージ



◆要保護児童対策地域協議会



◆要保護児童対策地域協議会とは

虐待を受けている子どもやさまざまな問題を抱えている要保護児童等の早期発見や適切な支援等を行うために、必要な情報を共有し支援内容の検討を協議し、関係機関の連携と協力のもと適切な支援を行います。センター（子ども家庭総合支援拠点）は協議会の調整機関として地域の子どもを守るネットワークづくりの中心を担います。

◆要保護児童対策地域協議会は三層構造

<個別支援会議>

通告や相談を受けたケースの今後の支援を検討する会議。

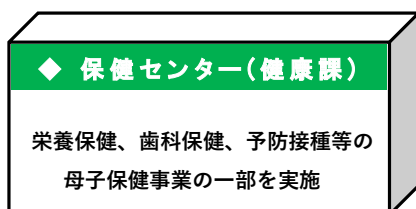
<実務者会議（地域別会議）>

実際に活動する実務者で構成する協議会の主体となる会議。

<代表者会議>

機関や組織の代表、管理職などで構成され基本的に年1回実施。協議会活動への理解を深め、認識を高めることで、実務者が活発に活動できる環境づくりを推進する。

協働・連携



◆保健センター（健康課）

母子保健は妊産婦・乳幼児、思春期・更年期と生涯を通じた健康の保持及び増進を図るとされ、保健センター（健康課）でも母子保健事業の一部を実施している。

（仮称）子育て世代包括支援センター設置後も、母子保健を担う部署として協働・連携して事業を実施していく。

第3章 基本施策と個別の取組み

基本施策
1

基本施策
2

基本施策
3

に対する取組み

すべての妊産婦や子どもとその家庭が、子どもの成長や発達、育児しつけといった子育て全般に関する相談や、保護者の健康等に関する相談を気軽にできる窓口を設置するほか、乳幼児健診や子育てひろば等へ専門職が出向き、地域で相談できる体制を充実させます。

小学校・中学校期にあたってはスクールソーシャルワーカーが保健・福祉と教育のパイプ役となり、一体的な支援を実施します。こうした体制の中で、児童虐待を未然に防ぎ、発生した場合には関係機関と連携しながら早期対応できる体制を構築します。

1. 「こどもなんでも相談」から支援の流れ



総合相談窓口「こどもなんでも相談」

子育てサービスのことをもっと知りたい！

毎日忙しくて大変。ついつい子供にあたってしまいます…

赤ちゃんのお世話に自信が持てません…

他の子と違う？ 発達が気になる…

学校での困りごとは、どこに相談したらいいのかしら？

子ども・家庭相談

子育て全般に関する相談に、ケースワーカー・心理専門相談員などが対応

母子保健・健康相談

成長や発達、健康に関する相談に、保健師が対応

専門相談

問題別の相談にスクールソーシャルワーカー、心理相談員などが対応

一般的な相談

※ 情報提供、保健指導、助言などで自立した子育てが可能な相談

個別の問題への支援を要する相談

※ 養育の問題がある、若年、ひとり親、外国人など支援者がいない状態、こころの問題がある、経済困窮など子育てにおいて課題があり、支援が必要な状態

地域



事例検討会、受理・支援方針会議等

(仮称)子ども包括支援センターの専門職が意見を出し合い支援方針等を組織として意思決定する会議

個別支援

① 調査

子どもの安全確認や家庭状況・生活状況の調査等

② アセスメント等

子どもの安全に関するリスクや家庭のニーズの把握、援助を行うための問題の分析、関係者会議による支援者の意思統一や役割分担の調整等

③ 支援・指導等

訪問、面談、電話による助言指導、保健指導、心理相談、必要なサービスの調整や導入、関係機関との連携やつなぎ支援、見守り、支援プランの策定（妊産婦、乳幼児の場合）等

相談・支援事業

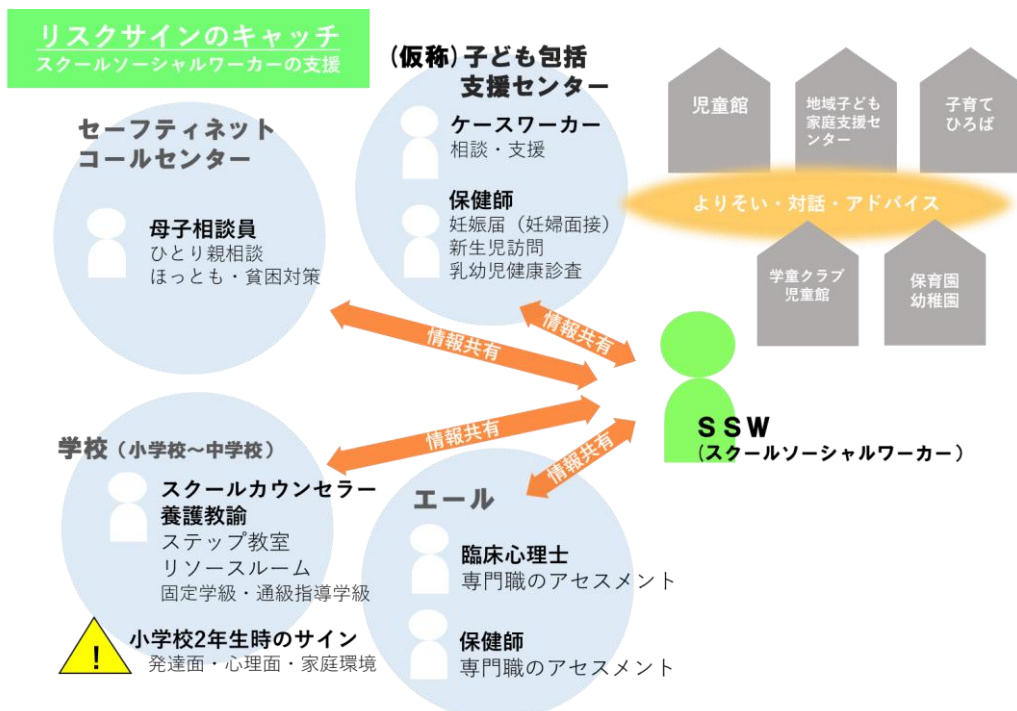
- **妊婦面接・支援**：妊娠や出産に係る相談支援
- **赤ちゃん訪問事業・産婦訪問**：産婦及び乳児の健康状態の確認、相談支援
- **プレママ&乳幼児健康相談**：妊娠・出産・育児の知識の習得、仲間づくり
- **こころの相談**：心理専門相談員による育児不安を抱えた方への相談
- **スクールソーシャルワーカーの相談**：スクールソーシャルワーカーによる相談支援
- **地域子ども家庭支援センター**：地域の子育て拠点での子育て相談
- **子育てひろば**：地域の身近な施設での子育て相談

2. スクールソーシャルワーカーの役割

小学校・中学校期におけるいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、教育分野に加え、社会福祉の専門的知識と技術を用いて児童を支援するスクールソーシャルワーカー（SSW）がエール（日野市発達教育支援センター）に配置されています。現在、SSWはエールに席を置き、市内各小中学校や家庭を回っており、月1回は各小中学校に1日配置されています。

（仮称）子ども包括支援センター設置後は、SSWを発達・教育支援課とセンターとの併任辞令とし、センターにも席を設け、エール（発達相談・心理相談）・市内各小中学校とセンターとのパイプ役とし、相談窓口をSSWに1本化することを予定しています。

虐待等の対応についてはセンターが対応し、虐待を除く不登校等のケースについてはSSWがそのまま対応します。センターが対応する虐待ケースについても、SSWが対応する不登校等ケースについても、受理・支援方針会議や児童虐待進行管理会議の場で、SSWとセンターが情報を共有し、統一的な支援方針のもと、役割分担をして、支援を実施します。

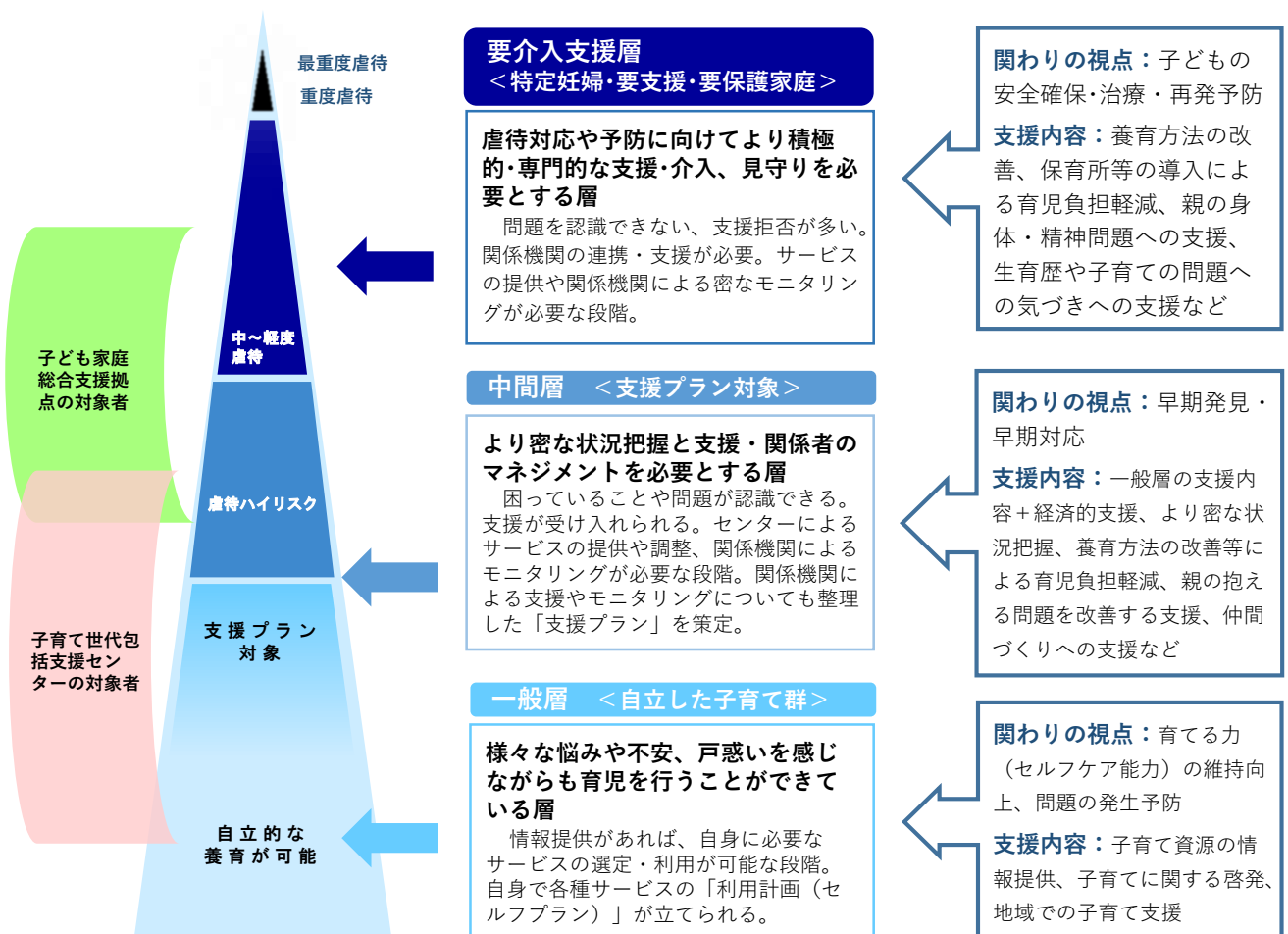


3. 子育てを支えるサービスや個別支援

子育て家庭を支援するための取組みとして、保育・家事支援といった負担を軽減するサービスや、子どもの発育や発達の確認、疾病、異常の早期発見を図る母子保健サービスを実施します。同時に、サービスを妊産婦や保護者自身で選択し利用できるよう、利用可能なサービスの情報提供・助言等を行います。

妊産婦や保護者の中には、利用可能なサービス等の情報提供のみで利用計画（セルフプラン）を立てられる場合もあれば、サービスの選定の助言や調整等の支援を必要とする場合があります。後者の場合は、個々の妊産婦や保護者等の実情を踏まえ、利用者の視点により支援計画（支援プラン）を作成します。支援計画の中で、より専門的な支援を必要とすると判断した場合には、支援者を含めた保健師、ケースワーカー等の複数のスタッフによる事例検討会を行います。そこで子ども家庭総合支援拠点（虐待支援チーム）や要保護児童対策地域協議会の対象になり得ると判断した場合には、実施したアセスメント結果をもとに受理・支援方針会議で支援の方向性を決定します。（※下図参照）

◆ 対象者の状態と支援内容のイメージ



子育てを支える各種サービス

★ は、(仮称)子ども包括支援センターで実施する事業

子育てサービス

- **ファミリー・サポート・センター**：有償ボランティアによる保育、家事援助
- **妊産婦サポート事業**：支援員による育児、家事援助
- **一時保育**：育児疲れ、通院、出産等で一時的にお子さんを預かる
- **トワイライトステイ**：夕方から夜までの子どもの一時預かり
- **ショートステイ**：宿泊を伴う子どもの一時預かり
- **育児支援家庭訪問**：育児技術訪問指導員及び育児家事訪問支援員の派遣 ★
- **親の子育て力向上支援講座**：子どもや自分自身を理解するためのワークショップ
- **ママほっと**：虐待予防のためのグループ支援 ★
- **子育てひろば**：地域の身近な遊び場、相談の場 ★

健康診査・健康管理

- **母子健康手帳の交付**：妊娠中の健康管理、出産後の子どもの健康管理 ★
- **妊婦健康診査費の助成**：妊娠中の健康診査にかかる費用を一部助成 ★
- **妊婦歯科健診**：妊婦の個別歯科健診
- **新生児訪問・未熟児訪問**：産婦及び乳児の健康状態の確認 ★
- **乳幼児健康診査**：乳幼児の発達段階において必要な健康診査と保健相談
- **経過観察健診**：乳幼児の成長発達において経過観察を要す場合のフォロー健診

健康教育

- **ママパパクラス**：妊娠・出産・育児の知識の習得、仲間づくり
- **乳幼児歯科相談**：歯科検診と歯磨き指導
- **離乳食教室**：離乳食の進め方の講習

普及・啓発

- **子育て情報発信の充実**：子育てに関する様々な情報を収集し、多様な方法で発信 ★
- **児童虐待防止啓発**：11月の児童虐待防止月間を中心に、市民へ啓発活動を実施 ★
- **養育家庭啓発活動**：養育家庭体験発表会等の開催 ★

基本施策4 に対しての取組み

義務教育が終了しても、その児童を取り巻く課題は解決されないことも多く、中学校卒業後も継続的な支援が必要です。

そこでまずは、現状把握と課題抽出を行っていきます。中学校卒業後の引きこもりや困難を抱える子どもと家庭について、どのくらいの人数でどんな困り感を持っているのか、抱えている問題をどう受け止めているのかなどを把握し課題の洗い出しをしていきます。

その後は支援体制の整備に取り組めます。支援者の勉強会では思春期年齢への対応技術を身につけ個別支援のレベルアップを図っていきます。

個別支援では要保護児童地域対策協議会による役割を最大限に活かして中学卒業後も切れ目なく支援が受けられることを目指していきます。

また、この個別支援を通して社会生活へ適応できるような支援を展開します。個別支援と同時にハローワークや地域若者サポートステーションなど働くことを意識した支援機関との連携体制も整備していきます。

現状把握と課題抽出

- ・高校中退者や引きこもり等の実態調査
- ・中学卒業時の要支援家庭の把握

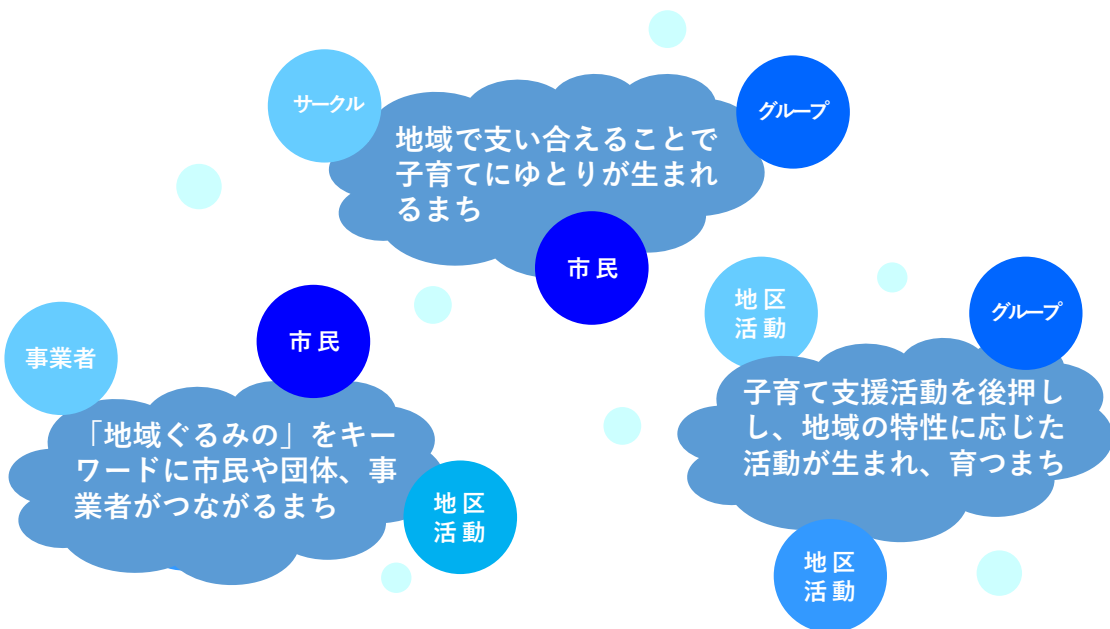
支援体制の整備

- ・支援者勉強会
- ・個別訪問による支援
- ・ハローワークや地域若者サポートステーションとの連携

基本施策5 に対しての取組み

子育ては地域で支え合える環境が必要です。保護者が孤立せず前向きな気持ちで子育てができるよう今まで以上に取り組んでまいります。子育て情報がより得やすくなるようにする、例えばスマホ等の情報機器を利用した子育て情報サイト「ぽけっとなび」をより使いやすくしたり、イベントカレンダーや知っ得ハンドブック等の情報発信、他にもより効果的でより多くの市民へ情報発信ができるツールを模索し、地域の中で共有してもらえるような取組みにしていきます。

また、市民や団体等が地域で行っている子育て支援の取組みを把握し、情報を発信していくとともに、新たな子育て支援の取組みへの支援を行い、地域ぐるみで子育てを支援する環境を整えます。これによりこの地域に支えられて子育てをした人が今度は支えてあげる立場になる。いわゆる子育てを継承できるまちを目指してまいります。



地域づくりに関係する事業

- **子育てひろば**：地域の身近な遊び場、相談の場
- **地域子ども家庭支援センター**：地域の子育て拠点として様々な支援を実施
- **子育てサークルへの支援**：地域の自主的な子育てサークルを支援
- **子育て支援グループへの支援**：地域で子育てを応援するグループを支援
- **子育てパートナー事業**：子育て支援者や協力者の人材育成

第4章 施設概要

1. 設置場所 実践女子短期大学跡地のうち、わらべ日野市役所保育園北側

(仮称)子ども包括支援センターは、「相談スペース」「子育てひろば」などを行うため、以下の要件を備えていることを踏まえ、決定しました。

新施設の場所に関すること

- 市民が認識しやすい場所
- 日野全域から来訪しやすい場所
- 各種申請等の手続きの際に徒歩で負担なく市役所とセンターを移動できる場所
- 支援の際に関係各課・各機関と連携しやすい場所。特に子ども部や健康福祉部、教育委員会と速やかに連携できる場所

新施設の規模に関すること

- 垣根の低いアットホームな何でも相談窓口の設置、妊娠届出時面談や相談の際のプライバシーに配慮した個別相談室の確保
- 妊産婦や乳幼児が来所しやすいよう、駐車場の確保（10台分）
- 子育てひろば等が実施できる部屋
- 健康課母子保健部門、子ども家庭支援センター、スクールソーシャルワーカーが、同じ場所で仕事ができる執務スペースの確保

2. 必要諸室

(1) 相談に必要な諸室

- ① **妊婦面接ブース**：妊婦とそのパートナーなどが同時に3組面接できる広さのスペース
- ② **個別相談室**：保護者と子ども（0歳～18歳未満）、相談員及び専門職が同時に入れる広さの部屋（4部屋）

(2) 子育てひろば

子育てひろばとして、最大50組の概ね3歳までの親子と最大10組の0歳児の親子が遊べるスペースの他、授乳室、幼児用トイレ、食事スペース

(3) その他必要な諸室

- ① **会議室**：子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会、各種連携強化会議、事例検討会議など
- ② **受付**：子どもの育ちに不安や悩みを持って訪れる市民の入口になることから、来所しやすい、安心できる場所にします。
- ③ **事務スペース**：センター職員、スクールソーシャルワーカー等
- ④ **書庫・倉庫**：各種書類・相談記録、おもちゃ等の保管
- ⑤ **リネン室**：洗濯、乾燥、リネン類の収納
- ⑥ **授乳室**：ベビーベッドやソファを設置
- ⑦ **休憩室**：職員用
- ⑧ **更衣室**：職員用
- ⑨ **トイレ**：職員、保護者は共用（男・女・バリアフリー）、赤ちゃんトイレ
- ⑩ **倉庫**：子育てひろばに収納スペースを設置し、さらに共有の物品等の保管場所、防災倉庫
- ⑪ **駐車スペース**：庁用車・送迎車の車庫、自家用車で来所する利用者のためのスペース

3. 規模

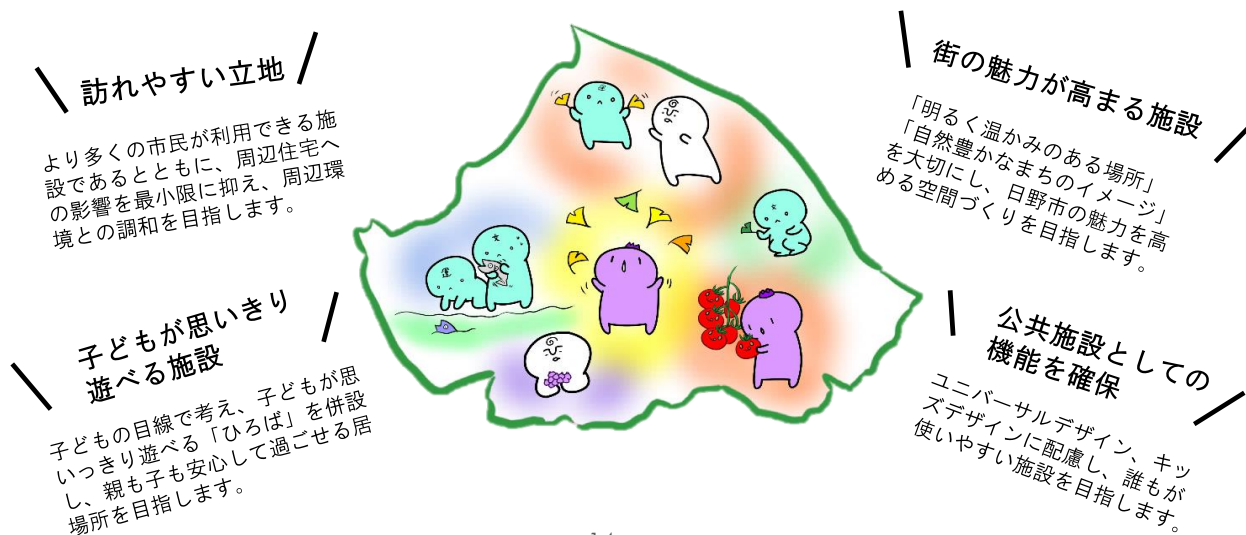
(1) 敷地面積 約1,300㎡ (2) 延床面積 約2,100㎡ (3) 建物階数 3階

4. 建設費等

- (1) **設計・工事費等** 約845,000千円（財源：補助金、地方債、一般財源）
- (2) **維持管理費** 年額概算16,000千円（財源：一部補助あり）※詳細は設計業務で決定

5. 子育て課・保育課の移転及び防災対策について

新型コロナウイルス感染症発生状況により、人との接触による感染リスクを防ぐ必要性が高まっています。そこで、(仮称)子ども包括支援センターに集まる機能と親和性が高い、ワンストップで処理すべき機能（子育て課・保育課）の新施設への移転や福祉避難所等の防災対策としての機能について、検討していきます。



6. 今後の進め方

(仮称)子ども包括支援センターは、事業を段階的に実施していき、令和4年度に、すべての子どもとその家庭及び妊産婦を切れ目なく支援する総合支援拠点を開設します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
統合のための移転		条例改正 生活・保健センターへ 移転 (仮称)子ども包括支援 センター運営開始	
建物の建設/(仮称)子ども包括支援センターの開設		設計 (13カ月)	条例改正 開設 工事 (12カ月)

◆ 第一段階

既存機能の統合と新設機能の準備

まずは令和3年度に、子ども家庭支援センターの本部を現在の高幡不動から、健康課のある生活・保健センターに移転し、子ども家庭支援センターと健康課の母子保健部門の一部を組織的・場所的に統合したのち業務を開始します。

既存の事業
は継続して
実施します

- 健康課母子保健部門・子ども家庭支援センターで実施している既存事業
- 基本施策1.2.3の機能面

新施設や新
機能の準備
を進めます

- 基本施策4.5の検討
- 第二段階の準備
- 開設準備を専任で進める職員の配置
- 人材組織検討委員会
- センター運営検討委員会
- センター施設検討委員会

第二段階に向けて

◆ 第二段階

新施設完成後に新設する機能

すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点である（仮称）子ども家庭支援センターの機能を全て発揮するためには、場所・施設・設備の整備が必要です。このため、施設面を含めたセンターを令和4年度に開設します。

センターは、困難を抱える子どもや児童虐待への対応等、子育て機能の中核としてそれぞれの専門性を活かし、統一的な対応が求められるため、子育て機能の支援拠点として1箇所で開催します。センター機能が軌道に乗った後、次の段階としてサテライト窓口の設置の検討を予定しています。地域包括支援センターは、地域のよろず相談窓口として高齢者の相談だけではなく、子育てに関する相談を受けることも想定されることから、連携強化や役割分担についての検討を予定しています。

施策の実現
に向けて
1

子育てを支援する総合相談窓口機能の整備

- 対象者が相談しやすい窓口づくり
- 子育てひろばの設置（ハード面・運営面）

施策の実現
に向けて
2

児童虐待への対応と防止対策の強化

- 保健分野を中心としたポピュレーションアプローチから児童虐待対応等のハイリスクアプローチへの確実・丁寧なつなぎを実施する体制の確立

施策の実現
に向けて
3

保健・福祉と教育の情報・意識共有と連携の強化

- SSWとの連携による小学校・中学校児への支援体制の整備
- SSWの位置づけの整備（ハード面・組織面）

施策の実現
に向けて
4

義務教育終了後の継続した支援

- 18歳までの切れ目ない支援体制の構築
- 18歳到達後の他の機関へのつなぎ

施策の実現
に向けて
5

子育て支援資源の育成と協力体制の構築

- 子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点としての在り方と機能の確立

(仮称) 子ども包括支援センター基本計画

◆ 令和2年(2020年)8月発行

◆ 発行 日野市

◆ 編集

- ・日野市子ども部子ども家庭支援センター

〒191-0031 日野市高幡1009-4 京王アンフィール高幡3 F

電話 042-599-6670

E-mail hohoemi@city.hino.lg.jp

- ・日野市健康福祉部健康課

〒191-0011 日野市日野本町1-6-2 生活・保健センター

電話 042-581-4111

E-mail kenkou@city.hino.lg.jp

- ・日野市企画部企画経営課

〒191-8686 日野市神明1-12-1

直通電話(ダイヤルイン) 042-514-8047

電話 042-585-1111 (代表)

E-mail kikaku@city.hino.lg.jp